

#### (4) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者や地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

このため、認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携について、市町村が積極的に関与し、円滑な連携が図られるよう支援します。

#### (5) 認定こども園等と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園、保育所から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続される必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携する必要があります。

このため、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の関係者による連絡協議会の開催等(研修会の開催、相互の職場研修、非常勤講師等で相互の経験者を活用すること、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進など)により連携を図ります。また、発達障害を含む全ての障害のある子どもに対する幼児期から義務教育段階への円滑な接続に当たって、家庭や医療、福祉等の関係機関との連携を促進します。



## 4 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象とする事業として、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業、病児保育事業などを市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

県としては、各事業についての説明会を開催するなど、市町村の取組を促進します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室については、「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援する必要があることから、県としては、教育委員会と福祉部局の連携を始め放課後対策の総合的な在り方を検討するための「推進委員会」(※)を新たに設置し、市町村の取組を推進します。

※推進委員会の主な構成員

行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、PTA関係者、  
社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、  
放課後子ども教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者 等



## 5 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

### (1) 認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育に従事する者の必要見込み人数と確保方策

- ・必要な事業従事者の確保については、国の「保育士確保プラン」に基づき、新たな保育士の育成・就業支援、潜在保育士の復帰支援、保育士の就業継続、働く職場の環境改善に取り組みます。
- ・保育所などの施設運営費の算定に当たっては、職員配置や給与の改善、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算などを行い処遇の改善を実施します。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

- ・必要な研修を新たに実施し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定することにより、その確保と資質の向上を図ります。
- ・放課後児童クラブについては、障害児の受け入れなどに必要な職員の配置に対する補助を拡充するとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室に従事する放課後児童支援員等について、引き続き研修を実施し、その確保と質の向上を図ります。

### (3) 幼稚園教諭免許、保育士資格の併有促進についての周知

- ・施行の日から起算して5年間は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとし、この間において、片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置が講じられています。
- ・この特例措置について、説明会や研修会等において、対象者への周知を図っていきます。

### (4) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

- ・幼稚園教諭・保育士に対しては、引き続き計画的に研修を行うとともに、実情に応じ見直しを行い、質の高い教育・保育の提供に努めます。
- ・なお、研修機会確保のため、保育所などの施設運営費の算定に当たっては、代替要員確保のための加算を行います。

# 第5 子どもに関する専門的な 知識と技術を要する支援等

## 1 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童相談所の体制の充実強化

- ・児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の専門職員の配置など体制の充実を図ります。
- ・専門的な知識や技術を必要とする困難ケースの対応や保護者への指導等を行うため、弁護士や医師等を活用した支援に努めます。

### (2) 市町村や関係機関との役割分担と連携の推進

- ・児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担を図るため、市町村、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、学校、警察、医療機関や女性相談センターその他の関係機関との情報共有による連携を強化します。
- ・ケースに関する市町村との支援方針の協議などによる児童虐待の発生予防と早期対応に努めます。
- ・市町村の要保護児童対策地域協議会の関係者を対象とした研修等の実施による協議会の機能強化や効果的な運営を支援します。

### (3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- ・妊娠・出産等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実を図ります。
- ・医療機関(産科、小児科等)等と市町村との情報共有を図り、相互の連携体制を整備する必要があることから、必要な環境整備や市町村の取組への支援を行います。

### (4) 児童虐待防止についての意識啓発

- ・地域社会において、支援の必要な子どもを見守る取組を推進するため、積極的な広報・啓発に努めます。

### (5) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- ・児童虐待による死亡事例等の重大事例について、市町村等と連携して検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

## 2 社会的養護体制の充実

### (1) 家庭養護の推進

- ・養育里親の新規登録を増やすとともに、里親への新規委託及びファミリーホームの開設を推進します。

### (2) 家庭的養護の推進

- ・施設における家庭的養護の環境づくりに努めます。

### (3) 専門的ケアの充実と人材の確保・育成

- ・施設職員及び里親等には、より高度で専門的なケアの能力が必要とされることから研修や支援体制の充実を促進します。

### (4) 自立支援の充実

- ・施設入所児童が社会で自立するために、施設における職業指導員等の活用により、適切な職業観の形成や生活技術の取得等、自立する力を身に付ける養育が行われるよう支援します。

### (5) 家族支援と地域支援の充実

- ・施設入所児童については、家庭復帰に向けた親子関係の再構築、家庭復帰後の虐待の再発防止等を図る必要があることから、家庭支援専門相談員による家族支援等の充実に努めます。
- ・施設には、地域における社会的養護の拠点として、関係機関と連携し、子育て家庭への支援機関として機能の充実を図るよう促します。

### (6) 施設等における子どもの権利擁護の推進

- ・「児童養護施設運営指針」や「鹿児島県被措置児童等虐待対応マニュアル」などを踏まえ、施設職員等への指示の徹底、入所児童等や関係機関への制度の周知等により被措置児童等虐待の予防と対応に取り組みます。

### 3 ひとり親家庭の自立支援の推進

#### (1) 子育て・生活支援策

- ・子育てと仕事の両立を図るための支援や住宅の確保、子どもの保育先の確保を含む日常生活に関する支援、健康の保持増進など生活の支援を図ります。

#### (2) 就業支援策

- ・母子家庭の母等の個々の事情に応じた自立支援プログラムの策定や就職に必要な能力開発など就業支援の充実を図ります。

#### (3) 経済的支援策

- ・離婚直後から支給される児童扶養手当制度や、様々な資金使途に応じた母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金などの経済的な支援を図ります。

### 4 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

#### (1) 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する支援

- ・障害の早期発見に努めるとともに、障害のある児童等に対しては、地域において早期支援につなげる体制の構築を進めます。
- ・児童発達支援センターの充実を図るとともに、こども総合療育センターと市町村、学校等の関係機関が連携して障害のある児童等の支援を行う地域療育支援体制の整備を進めます。
- ・障害児入所施設においては、障害のある児童一人一人のニーズに応じた支援が提供されるよう努めます。
- ・こども総合療育センターにおいては、主に発達障害のある児童等の診療や療育、地域療育の支援、肢体不自由児に対するリハビリなどを実施するほか、「発達障害者支援センター」において、ライフステージに応じた相談や支援、発達障害の普及・啓発に努めます。
- ・地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業において、育児不安等についての相談・助言を行い、必要な支援を行います。

#### (2) 特別支援教育の推進

- ・障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を深めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実に努めることなどにより、特別支援教育の一層の推進を図ります。

# 第6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように するために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

## 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

### (1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることが重要です。
- ・職場優先の意識改革や男性を含めた働き方の見直しと固定的な性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を推進します。

### (2) 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- ・子育てと仕事の両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録・紹介し、企業の子育て支援に対する自主的な取組を促進します。

## 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・市町村と連携を図りつつ、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。
- ・待機児童の解消については、教育・保育の量の見込みに対し、確保方策を講じることにより、その解消を図ります。
- ・家庭と仕事の両立支援を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進するなど、地域子ども・子育て支援事業を推進します。
- ・教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質の向上を図り、子育てと仕事を両立させやすい環境づくりに努めます。



### ○かごしまPRキャラクターの「ぐりぶー」について

鹿児島の魅力を多くの方々に知ってもらう仕事をしているかごしまプロモーション課長。プライベートでは、平成26年3月に幼なじみの「さくら」と結婚して、同年10月10日に生まれたこども達、努力家の「まなぶー」、きかんぼうの「あそぶー」、ぶりっこの「らぶぶー」、ポジティブな「かごぶー」、おませな「ゆゆぶー」、おっとり・のんびりした「すなぶー」、気弱な「ほしぶー」と、見た目も性格も個性豊かな7つ子たちのお父さんです。



鹿児島県県民生活局  
青少年男女共同参画課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
TEL 099-286-2662  
FAX 099-286-5541



©鹿児島県ぐりぶー・さくら